

第9回 IPPC総会（CPM-9）の結果概要

日 時：平成26（2014）年3月30日（日）～4月3日（金）

場 所：FAO本部（ローマ）、参加国数125ヶ国（締約国数181ヶ国）

出張者：植物防疫課 福嶋検疫対策室長ほか

主な結果概要

1 植物検疫措置に関する国際基準（ISPM）の策定

（1）ISPMの採択

【採択】

- ・ ネットメロンのウリミバエ蒸熱処理基準
- ・ 電子植物検疫証明書のデータ交換メカニズム
- ・ ミバエ無発生地域における突発発生に対する防除措置

【加盟国による異議提出により不採択（基準委員会に差戻し）】

- ・ 低温処理基準7本（日本、韓国、中国、アルゼンチン等が異議提出）
 - ・ ミバエに対する果実の寄主ステータス（ウルグアイ等5ヶ国が異議提出）
- 基準委員会議長から、加盟国（特に異議提出国）の専門家会議への積極的な参加を要請。
- 日本から、国際基準は科学的根拠と普遍性の重要性を指摘するとともに、IPPC「ミバエ検疫処理専門家会議」（本年12月、沖縄）の開催を表明。

（2）策定作業が進められているISPM案

① 海上コンテナによる病害虫の移動の最小化

- ISPM策定作業を継続しつつも課題が多く時間がかかることから、EUから、植物検疫の要求を加えたコンテナの取扱いに関する海運業界ガイドライン(Code of Practice for Packing of Cargo Transport Units: ILO/IMO/UNECE等が策定中)の実施を加盟国が支援することを柱としたCPM勧告案を提案。
- EU提案を複数の国が支持。結果、EU提案で合意（今後、勧告案を起草し、次回CPMで採択する方向）。

② 穀類の国際移動（ISPM策定のための仕様書案）

- 穀物（消費・加工用）に付着する病害虫の国際移動を防止するためのISPMの仕様書を議論。EUが、トレサや目的外転用（diversion）の要素を除外すべきと提案。引き続き検討することで合意。

(3) CPM勧告の採択

侵略的水生植物、植物の電子商取引に対する加盟国の対応の強化を奨励する勧告を採択。

2 国際基準の実施

(1) ISPMの実施プログラム

NZが、加盟国によるISPMの実施向上を目的として、病害虫サーベイランスに関する試行的プログラムの実施を提案し、合意。

(2) 電子植物検疫証明書 (ePhyto)

昨年実施されたePhytoのハブシステム導入に関する調査結果が発表され、引き続き、IPPCのePhyto作業グループがハブ方式の導入の検討を進めることで合意。次回IPPC総会で導入に向けた具体的な方針が諮られる予定。

3 管理・運営

(1) CPM議長、副議長、理事、基準委員等の選出

韓国Kyu-Ock Yim氏（アジア地域理事）を新議長に選出（任期2年間）。アジア地域出身の初の議長。同氏は大臣等のIPPC総会出席、ePhytoグローバルシンポジウム開催（2015年）等の抱負を述べた。副議長はNZ。

(2) IPPC事務局の強化

事務局の機能強化のため、外部コンサルによる評価を2014年に実施することで合意。

(3) 決算及び予算案

事務局が加盟国（特に伝統的ドナー以外）からの財政・人材両面の貢献を要請。

4 その他

(1) WTO貿易円滑化協定

WTO貿易円滑化協定（昨年末に合意）と既存のSPS協定の権利・義務の明確化のため、慎重な分析とWTOとIPPC事務局の連携を進めることを確認。

(2) 次回IPPC総会 (CPM-10) の日程

次回IPPC総会は2015（平成27）年3月16－20日に開催。

（以上）